

当院についてのご案内

◆患者さんと協力してお口の病気の継続的管理に努めています

(歯科疾患管理料)

◆新しい義歯（取り外しできる入れ歯）作成時の取り扱い

新しい入れ歯を保険で作成する場合、前回作成より6か月以上経過していなければ新たに作り直すことはできません。他院で作られた入れ歯についても同様です。紛失等ないようにご注意ください。

●歯科点数表の初診料の注1に係る基準

当院では、職員への院内感染対策の研修、歯科医療機器などの患者様ごとの交換、洗浄・滅菌の徹底など、院内感染防止のための対策を講じています。

●歯科外来診療医療安全対策加算1

- ・当院では、安全で良質な医療を提供し、患者様に安心して治療を受けていただくために、十分な装置・器具を有しております。
- ・自動体外式除細動（AED）を設置しており、医療安全に配慮しています。
- ・院内感染に対する配慮をはじめ、各医療安全に関する指針の整備を行っています。
- ・緊急時には院内関係各部署と連携を取り、適切に対処できる体制を整えています。

●歯科治療総合医療管理

高血圧症や糖尿病等の疾患をお持ちの患者様にあっては、内科等の主治医からの情報をいただき全身的な管理体制の下に歯科治療を行います。

●有床義歯修理及び有床義歯内面適合法の歯科技工加算

迅速な入れ歯の修理及び床裏装が出来る体制を整えるため、当院では歯科技工士を配置し、歯科技工室・歯科技工に必要な機器を設置しています。

●クラウン・ブリッジの管理

装着した冠やブリッジについて、2年間の持続管理を行っています。